資料１

言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例

普及啓発業務委託

企画提案実施要領

令和６年12月

岩　手　県

この実施要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例普及啓発業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、本企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

１　本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例普及啓発業務」　一式

(2) 委託契約期間

契約締結の日から令和７年３月31日まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料２「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

2,592,000円（税込）

(5) 委託候補者の選定

本業務は、公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を委託候補者とする。

２　参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる本企画提案参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ県からの参加資格の確認を受けた者とする。

〔参加資格の要件〕

(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。

(2) 本件委託予定事業に類似する障がい者の支援に係る事業実績があり、障がい及び障がい者を正しく理解し、適切なサービスが提供できると認められる法人又は団体であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 最近１年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等、経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。なお、県は、上記を警察に照会する場合がある。

(8) 参加要件確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月５日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(9) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年６月６日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年３月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(10)単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

３　応募から契約までの流れ

参加資格の要件を満たす応募者に対し、下記７に定める企画提案による選考委員会を実施し、委託候補者を選定する。

４　公募手続に関する事項

(1) 参加資格確認申請書等の提出

応募者は、参加資格確認申請書により、参加資格の確認を受けること。

次の提出期限までに以下の提出書類を下記(４)まで持参又は郵送（必ず「特定記録郵便」とし、封筒の表に「参加資格確認申請書等在中」の旨を朱書する）により提出すること。

ア　提出書類（各１部）

(ア)　様式１　参加資格確認申請書

　　　(イ)　様式２　組織等に関する調書

　　　(ウ)　様式３　事業等に関する調書（その他の受託事業及び補助事業の状況）

　　　(エ)　添付資料

　　イ　提出期限

令和６年12月19日（木）　17：00　【必着】

　　　(ア)　持参の場合は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に、下記(４)に直接提出すること。

　　　(イ)　郵送の場合は、期日までに下記(４)宛て必着のこと。

　　ウ　確認結果

　　　　令和６年12月23日（月）までに、書面で通知する。

エ　上記書類を提出期限までに提出しない者又は参加資格が認められない者は、本企画提案に参加することができないものとする。

　　オ　提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すことがある。

(2) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、知事に対して、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア　提出期限

令和６年12月25日（水）【必着】

イ　提出先

下記(４)に直接提出すること。

ウ　提出方法

持参による。

エ　県は、説明を求められたときは、令和６年12月27日（金）までに、説明を求めた者に対して、書面でその理由を回答する。

(3) 質問

ア　別紙に記載のうえ、持参、郵送、ＦＡＸ又は電子メールにより下記(４)まで提出のこと。

イ　受付期間

令和６年12月９日（月）から令和６年12月13日（金）まで

ウ　回答方法

県ホームページに掲載

(4) 提出及び問合せ先

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課障がい福祉担当

住　所　　〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10-1

電　話　　019-629-5445

ＦＡＸ　　019-629-5454

e-mail　　AD0006@pref.iwate.jp

５　企画提案手続等に関する事項

　(1) 企画提案書等の提出

参加者は、次の提出期限までに以下の提出書類を４(４)まで持参又は郵送（必ず「特定記録郵便」とし、封筒の表に「企画提案書等」在中の旨を朱書する）により提出すること。

ア　提出書類（各８部）

　　　　(ア)　様式４　企画提案書

　　　　(イ)　様式５　事業に関わるスタッフ一覧表

　　　　(ウ)　任意様式　見積書（※）

　　　　(エ)　添付書類

※　見積書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

　　なお、「１　本業務の概要」、「(４)　委託料の上限額」に記載の「作家インタビュー動画の制作及びデジタル展覧会実施分」に該当する費用が区別できるように記載すること。

　　また、見積書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、「岩手県知事 達増拓也」宛てに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印のうえ提出すること。

イ　提出期限

令和６年12月27日（金）　午後５時　【必着】

(ア)　持参の場合は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に、４(４)に直接提出すること。

(イ)　郵送の場合は、期日までに４(４)宛て必着のこと。

６　応募に関する留意事項

(1) 留意事項

ア　失格又は無効

　　次に掲げる場合は、当該応募は失格又は無効とすること。

(ア)　提出期限を過ぎて応募書類等が提出されたとき。

　(イ)　提出した書類に虚偽を記載したとき。

　(ウ)　本実施要領に違反すると認められたとき。

　(エ)　参加資格を有していないことが判明したとき。

　(オ)　参加者による業務履行が困難であると判断されたとき。

　(カ)　誤字、脱字等により必要事項が確認できないとき。

イ　応募内容の変更禁止

　　　　提出された書類の内容を変更することはできないこと。

ウ　応募内容の制限

参加者１者につき１提案とし、複数提案は認めないこと。

エ　応募書類の取扱い

　　　　応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこと。

オ　費用負担

　　応募に要する経費は、全て応募者の負担とすること。

カ　参加資格の喪失

　　参加者は、企画提案審査日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(2) 企画提案への不参加

ア　参加者が、下記７に定める企画提案審査に参加しない場合は、下記７で定める企画提案選考委員会の前日までに、企画提案参加辞退届（様式６）を、４(４)まで持参又は郵送により提出すること。

　　イ　アにより企画提案に参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施するほかの企画提案等について不利益な取扱いを受けることはないこと。

７　委託候補者の選定方法に関する事項

　　参加資格の要件を満たす応募者に対し、企画提案による選考委員会を開催し、委託候補者を選定する。

企画提案の実施方法等については以下のとおりとし、別途定める「企画提案審査要領」に基づき参加者の有する企画や運営能力等を総合的に評価して選定する。

(1) 企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）の開催

ア　開催期日（予定）

　　　　　令和７年１月中旬（別途通知）

　　　　　※　一次審査の実施（下記エ）等により、開催時期が変更となる場合がある。詳しくは、別途通知する。

イ　開催場所

　　　　　岩手県盛岡市内（別途通知）

　　　ウ　開催方法等

(ア)　委員会の審査は、参加者から提出された企画提案書等の内容及び参加者が当日に実施するプレゼンテーションの内容に基づき行う。

　　　　(イ)　追加資料の提出は認めない。

　　　　(ウ)　プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

　　　　(エ)　プレゼンテーションの時間は、１者当たり40分（説明20分、質疑応答20分）とする。ただし、都合により、１者当たりのプレゼンテーションの時間を短縮する場合がある。（プレゼンテーションにおけるパソコン等の使用については、別途連絡する。）

　　　エ　参加者が６者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された６者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が６者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(2) 委託候補者の決定

ア　県は、委員会の審査結果に基づき、第１順位の委託候補者を決定する。

　　　イ　審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者宛て書面で通知する。

　　　ウ　第１順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

８　契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

　　　要

(2) 契約保証金

　　　会計規則（平成４年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を県ホームページ上で公表する。

９　公正な企画提案の実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者の企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10　その他

(1) 提出書類の取扱い

ア　参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ　提出書類は返却しないこと。

　　ウ　提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこと。

(2) 企画提案参加に要する経費について

　　　企画提案参加に要する経費は、全て参加者が負担すること。

(3) 企画提案スケジュール（予定）

|  |  |
| --- | --- |
| 企画提案の公募開始 | 令和６年12月９日（月） |
| 質問票提出期限 | 令和６年12月13日（金） |
| 参加資格確認申請書等（様式１～３）提出期限 | 令和６年12月19日（木） |
| 企画提案書等（様式４～５）提出期限 | 令和６年12月27日（金） |
| 企画提案参加辞退届（様式６）提出期限 | 企画提案選考委員会前日 |
| 企画提案選考委員会 | 令和７年１月中旬（別途通知） |
| 企画提案結果通知・契約締結 | 令和７年１月下旬 |

　(4) その他

ア　参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ　参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。